



弁護士知財ネット理事長

弁護士 末 吉 亙

**営業秘密の「使用」
の立証（民事事件）
を意識した秘密管理**

@第8回営業秘密官民フォーラム (2022.6.20)

営業秘密の「使用」の立証—設計図の類似性等から営業秘密の「使用」が認定された民事事件

- [よくある事例] X社の元従業員Aは、退職時に同社の営業秘密である技術情報を持ち出した。Aは、退職後にX社のライバルであるY社に就職した。Y社は、開発に通常1年はかかるかとされている〈X社と競合する新製品〉を3ヶ月弱で開発し、発売した。X社としては、上記営業秘密が上記Y社新製品の製造に「使用」されていることをどのように立証すればいいか。
- ……ここでは、技術情報に「設計図」があるとする。

名古屋高裁金沢支部判決・令和2年5月20日 平30(ネ)80号・81号

〔営業秘密=建築資材の金型等にかかる原料，製造装置，運転条件等〕

- 金型等の設計図において，①Xが独自に開発した複数の事項が共通している，②金型の寸法が1000分の1ミリの桁までXの金型と一致している，などとして両図面の類似性認定。
- Yの経験や製造ノウハウが活用されているとしても，試行錯誤の時間を省略することは，自由競争の範囲を逸脱して公正な競争秩序を破壊するものであり，営業秘密侵害の責めを免れない。

知財高裁判決・平成23年9月27日 平22(ネ)10039号・10056号

〔営業秘密=PCプラントに関する図面〕

- ①記載された機器・部品の種類，それらの区分，記載順序がほぼ同一，②各工程における主要機器等の種類・構成，図面上の配置場所が概ね一致，③CAD化された後の追加機器も概ね一致，④記載内容は，限られた企業グループだけ保有し，かつ，個々の企業が独自に開発したPC樹脂製造技術に関するものであって，無関係に作成された図面がそのように酷似することは考えにくいことからして，Y図面はX図面を基に作成されたものと認定。

東京地裁判決・平成23年4月26日

平20(ワ)28364号

〔営業秘密=PCプラントに関する図面〕

- 図面は、専門家の意見も踏まえ、その記載内容の特異性等からA基本設計図書の一部であると認められるとした上で、本件における諸事情から、Y社はA基本設計図書のすべてを複製してY基本設計図書を作成したものであると推認されると判断。さらに、A基本設計図書のコピー又は電子データは、以前A社に在職していたCがA社の従業員に働きかけて、持ち出させて取得したものであり、Y社は、知りながら、Cから当該コピー等を取得した上で、これらを複製してY基本設計図書を作成したと認定。

名古屋地裁判決・平成20年3月13日

平17(ワ)3846号

〔営業秘密＝産業用ロボットシステム設計図面・CADデータ等〕

- Xの設計図面・CADデータ等とYらの設計図面とを比較して、①ロボットシステムの基本的構造がほぼ同様であること、②一部を除き品番・個数・メーカーが同じ部品が使用されていること、③部品の中には若干寸法が異なるもののその形状が酷似しているものがあること、④その図面中に不自然な一致状況（誤記と思われる記載が双方にある点、中心線等を示す一点鎖線の描画状況が全く同一である点、半径を記載すべきところにその記載がない点）があることから、設計図面・CADデータ等の使用の事実を認定。

大阪地裁判決・平成15年2月27日

平13(ワ)10308号・平14(ワ)2833号

[営業秘密=セラミックコンデンサー積層機等設計図電子データ]

- ①X製品とY製品は、設計者が自由に決めることができる部分について、多くの点で一致又は酷似していること、②装置の設計について3ヶ月程度かかるはずのところ、YらがXを退社してからY社が見積依頼するまでの期間が約40日であること等を総合して、Yらが本件電子データを無断で複製して取得し、これを自ら使用し、Y社へ開示したことなどを推認

まとめ

- 図面の類似性は，とくに技術情報にかかる営業秘密の「使用」認定において，決め手になることが多い
- 類似性のポイント→酷似，似るはずない部分の類似
- 侵害行為立証のポイント
 - A=取得・開示が4号〔不正取得・開示〕に該当？
 - Y社=取得・使用が5号〔不正取得・使用（転得型）〕か6号〔取得後の不正使用（転得型）〕に該当？・・・Y側の悪意・重過失もポイント

以上を踏まえた秘密管理のポイント

1. 元従業員Aに**取得させない**，取得しても**必ず証拠が残るようにする**
2. 図面の場合には**トラップ**がある→使用の立証
3. 元従業員Aの転職先Y社に対する**通知**等で同社を「悪意・重過失」にする

参考資料

- 弁護士知財ネット営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム
 - 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第66回 | 営業秘密の転得者の悪意又は重過失
[HTTPS://IPLAW-NET.COM/TRADESECRET-MAILMAGAZINE-COLUMN/TRADESECRET_VOL_66](https://iplaw-net.com/tradesecret-mailmagazine-column/tradesecret_vol_66)
 - 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第55回 | 営業秘密の「使用」が認められた事例
[HTTPS://IPLAW-NET.COM/TRADESECRET-MAILMAGAZINE-COLUMN/TRADESECRET_VOL_55](https://iplaw-net.com/tradesecret-mailmagazine-column/tradesecret_vol_55)
 - 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第35回 | 営業秘密の「使用」の意義及び立証
[HTTPS://IPLAW-NET.COM/TRADESECRET-MAILMAGAZINE-COLUMN/TRADESECRET_VOL_35](https://iplaw-net.com/tradesecret-mailmagazine-column/tradesecret_vol_35)